

新型コロナウイルス感染症対策に関する業務に従事する職員の勤務時間に関する要綱

令和2年4月22日
人 第 88 号

第1 趣旨

この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務（以下「感染症対策業務」という。）に職員が従事する場合において、職員の勤務時間について柔軟な対応を図ることにより、感染症対策業務を円滑に行うことを目的として、職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象職員

この要綱の対象とする職員（以下「対象職員」という。）は、職員の勤務時間に関する規程（昭和27年訓令第18号）第1条又は第2条に規定する職員（技能職員を含む。）のうち、所属長の命令により感染症対策業務に従事する職員とする。

第3 勤務時間等

対象職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 勤務時間は、4週間を平均して1週間について38時間45分とする。
- (2) 勤務時間の割振りは、業務の実情に応じ所属長が定める。
- (3) 週休日は、4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。
- (4) 休憩時間は1時間以上で必要な時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。

第4 人事課長への協議

所属長は、職員を感染症対策業務に従事させる場合において、第3の規定により対象職員の勤務時間等を定めるときは、あらかじめ人事課長に協議するものとする。

第5 勤務の指定

- 1 所属長は、職員を感染症対策業務に従事させる場合において、特に必要と認められるときは、あらかじめ対象職員の勤務について、業務の実情に応じ、勤務の指定を行うことができる。
- 2 勤務の指定は、総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により速やかに行うものとする。

第6 勤務の指定の明示

所属長は、勤務の指定を行ったときは、総務事務システムを利用して職員に明示するとともに、所属職員の勤務の指定の状況を明確にしておくものとする。

第7 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。